

質問書に対する回答1

件名) 東京外環自動車道 川口地区耐震補強設計

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書2-2-2 上部工改良設計	上部工改良設計 鈹桁A (芝東高架橋 P26~29) の適用区分が「基本となる設計の修正」となっておりますが、「基本となる設計」ではないのでしょうか。	特記仕様書に誤りがありました。 上記については交付図書を訂正いたします。
2	特記仕様書2-2-2 上部工改良設計	上部工改良設計 箱桁E2 (伊刈高架橋 P44~46) の適用区分が「基本となる設計」となっておりますが、「基本となる設計の修正」ではないのでしょうか。	特記仕様書に誤りがありました。 上記については交付図書を訂正いたします。
3	特記仕様書2-3-8 橋梁耐震補強設計 橋脚耐震補強設計	芝東高架橋のP29は関連する内訳書の項目が「鋼製橋脚 単柱式A-a」となっておりますが、類似区分が「C」となっております。類似区分は「A」ではないのでしょうか。	特記仕様書、金抜設計書に誤りがありました。 上記については交付図書を訂正いたします。